

令和7年度
第9回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和7年12月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和7年度第9回八幡平市農業委員会総会議事録

| | | | | | | |
|--|----------------|-------------------|-----|------|---------|-------|
| 告示年月日 | 令和7年12月16日 | | | | | |
| 告示事件 | 別紙告示写しのとおり | | | | | |
| 招集年月日 | 令和7年12月25日 | | | | | |
| 招集場所 | 八幡平市役所ホール棟大ホール | | | | | |
| 開閉会日時 及び宣言 | 開会 | 令和7年12月25日 13時30分 | | | 議長 | 三浦美恵子 |
| | 閉会 | 令和7年12月25日 14時02分 | | | 議長 | 三浦美恵子 |
| 応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 17名 欠席 2名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招 | 議席番号 | 委員氏名 | 出欠席 | 議席番号 | 委員氏名 | 出欠席 |
| | 1 | 小山田 和 義 | ○ | 11 | 竹 田 和 夫 | ○ |
| | 2 | 國 司 功 | ○ | 12 | 大 森 直 子 | ▲ |
| | 3 | 高 橋 栄 光 | ○ | 13 | 田 村 昭 雄 | ○ |
| | 4 | 竹 田 憲 治 | ○ | 14 | 中 村 一 彦 | ○ |
| | 5 | 齊 藤 由希子 | ▲ | 15 | 三 浦 隆 | ○ |
| | 6 | 古 川 美枝子 | ○ | 16 | 工 藤 嘉 充 | ○ |
| | 7 | 向久保 勉 | ○ | 17 | 伊 藤 始 | ○ |
| | 8 | 熊 澤 威 人 | ○ | 18 | 松 村 勝 彦 | ○ |
| | 9 | 元 木 昭 彦 | ○ | 19 | 三 浦 美恵子 | ○ |
| 10 | 阿 部 正 光 | ○ | | | | |

| | | | | |
|---|-------------------|---------|-------------|-------|
| 議事録署名委員 | 議席番号 15番 | 三浦 隆 | 議席番号 16番 | 工藤 嘉充 |
| 八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名 | 職 名 | 氏 名 | | |
| | 事務局 長 | 高 橋 誠 | | |
| | 事務局長補佐 兼農業振興係長 | 立 花 浩 | | |
| | 農業振興係主事 | 遠 藤 久美子 | | |
| | 農地調整係長 | 松 尾 竜 也 | | |
| | 農地調整係主任 | 恩 賀 ひとみ | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 議 事 次 第 | 別紙のとおり | | | |
| 附 議 事 件 | 別紙、議事次第に同じ | | | |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり | | | |

1 開会（13時30分）

事務局（高橋事務局長）

ご起立願います。相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

ご着席願います。

（全員着席）

本日の委員の出欠について報告いたします。

総会資料の2ページをお開き願います。

議席番号5番齊藤由希子委員仕事のため欠席、議席番号12番大森直子委員所用のため欠席と連絡をいただいております。

以上2名の欠席となっており、出席委員数は19名中17名となります。以上で報告を終わります。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

ただ今から、令和7年度八幡平市農業委員会第9回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中17名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（三浦会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦会長）

異議なしと認めます。

よって議事録署名人には、議席番号15番三浦隆委員と議席番号16番工藤嘉充委員を指名します。

3 報告

議長（三浦会長）

次に、事務局から第9回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料3ページをお開き下さい。

第9回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり3項目の報告及び連絡、3項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和7年12月以降の主な会議 行事等日程について

2項目め。令和7年度第9回総会について

3項目め。令和7年度いわて農林水産躍進大会について

以上、3項目の内容について、事務局から説明を行いました。

続きまして、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間について

協議を行った結果、1月8日に決定となりました。

2項目め。令和8年度八幡平市農地賃借料情報について

内容について協議を行ったところ、次のページの中ほどに記載した通りとなりましたが、改めて本日の農業委員会議の協議事項の1項目めで、事務局より説明を行う事としております。

3項目め。令和8年度農作業労賃と機械利用料金標準額の策定について

内容について協議を行ったところ、次のページの中ほどに記載した通りとなりましたが、改めて本日の農業委員会議の協議事項の2項目めで、事務局より説明を行う事としております。

続きまして、5情報提供等となります。

運営委員からの情報提供等はありませんでした。

次に事務局から1件の事務連絡を行いました。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和7年度第9回運営委員会において協議決定したので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和7年12月25日、運営委員長（会長）三浦美恵子。

以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。

何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

（委員からの発言なし。）

議長（三浦会長）

ないようですので、次に進みます。

次に、農地法等に関する業務報告を行います。

事務局（松尾農地調整係長）

それでは、総会資料の8ページをご覧ください。

令和7年11月25日から令和7年12月24日までの業務報告をさせていただきます。

まる1番からまる2番までは先月の総会内容、まる3番は10月の総会内容となります。まる4番はこの1ヶ月の相続人変更の申請の数です。まる5番はこの1ヶ月の農地改良届の内容であり、現地調査を行っております。

次に、まる 6 番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は 12 月 17 日の水曜日でございます、13 件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は農業委員の 6 番委員古川美枝子委員、農業委員の 14 番委員中村一彦委員、推進委員の西根南地区の 6 番委員阿部信一委員、推進委員の西根北地区の 5 番委員藤江智明委員、推進委員の松尾地区の 6 番委員高橋光廣委員の 5 名でございます。

事務局からは高橋事務局長と私と遠藤主事の 3 名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、まる 7 番の農地のあっせん申出状況を報告します。令和 7 年 11 月 16 日から令和 7 年 12 月 15 日までの間で、あっせんの申出は 7 件となっております。

業務報告は以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。

何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

（委員からの発言なし。）

議長（三浦会長）

ないようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ち、会議の進め方について、ご協力をお願いします。

ご質問等がある方は、挙手の上、議長の許可を得てから、議席番号・氏名を申し述べて、質問するようにお願いします。

また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

4 議事

議長（三浦会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

初めに議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。

事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（遠藤主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 2 ページをご覧ください。今月の申請は 6 件です。

関係資料 1 ページから 2 ページにあります審査項目一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号 1 : 大更第 7 地割 8-1 畑 1,616 m²を含む 2 筆 3,995 m²です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人の親族がそばを作付、保全管理しており、権利取得後は水稻、野菜を作付予定です。

申請番号 2 : 大更第 28 地割 66-2 田 1,705 m²を含む 4 筆 4,619 m²です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が水稻を作付、保全管理しており、権利取得後は水稻を作付予定です。

申請番号 3 : 松尾寄木第 32 地割 701-1 田 2,774 m²を含む 3 筆 4,087 m²です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が水稻を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号 4 : 田頭第 1 地割 299 田 1,705 m²を含む 2 筆 2,322 m²です。

贈与による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が水稻を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号 5 : 平笠第 1 地割 288-1 田 200 m²を含む 2 筆 726 m²です。

贈与による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が牧草を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号 6 : 平笠第 2 地割 6-323 畑 430 m²です。

贈与による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が牧草を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

次の 3 ページに申請筆別明細を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。

次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員藤江智明委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（藤江智明委員）

はい、八幡平市農業委員会農地利用最適化推進委員 13 番藤江智明です。

申請番号 1 番ですが、位置は、JR 東大更駅から北西へ約 720m 以内に点在しています。

現況は、保全されておりました。

申請番号 2 番ですが、位置は、大更小学校から東へ約 1.7 km 以内に点在しています。

現況は、水稻は刈り取り後で、一部は保全されておりました。

申請番号 3 番ですが、位置は寄木小学校を中心に約 800m 以内に点在しています。

現況は、水稻は刈り取り後で、一部は保全されておりました。

申請番号 4 番ですが、位置は、西根 I C から北西へ約 1.3 km の地点です。

現況は、水稻は刈り取り後で、一部は保全されておりました。

申請番号 5 番ですが、位置は、岩手山 S A を中心に約 550m 以内に点在しています。

現況は、牧草が作付されており、一部は保全されておりました。

申請番号6番ですが、位置は、岩手山S Aから南東へ約550mの地点です。

現況は、牧草が作付けされておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物、栽培・管理を行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。

これより、議案第1号の質疑・討論を行います。

質疑・討論ございませんか。

（委員からの発言なし。）

議長（三浦会長）

なしと認め質疑・討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。

この案件について、原案のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、原案のとおり『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。

事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の6ページをご覧ください。今月の申請は1件です。

関係資料3ページ以降にあります申請一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号1：荒木田第7地割2田207㎡を含む3筆1,827㎡です。

転用の目的は、米乾燥庫および倉庫等の設置です。

申請者は水稻農家であり、経営の効率化や拡大の観点から乾燥庫や倉庫が不足しており今回申請のあったものです。

申請地の農地区分は、農用地区域内農地及び第1種農地、例外規定は農振法に規定する農用地利用計画指定用途および農業用施設としての利用です。

議案下に申請筆別明細を掲載しておりますので、ご確認願います。

今回申請は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。

次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員藤江智明委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（藤江智明委員）

はい、報告します。

申請番号1番ですが、位置は寺田小学校から南西へ約1.4kmの地点です。

現況は保全されておりました。

今回の農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。

これより、議案第2号の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律第31条及び八幡平市農業委員会会議規則第17条に規定する『議事の参与制限』により、議席番号14番 中村一彦 委員の退席を求めます。

（14番 中村一彦 委員 退席確認）

議長（三浦会長）

これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（委員からの発言なし。）

議長（三浦会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。この案件について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (三浦会長)

よって、議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

ここで、議席番号14番 中村一彦 委員の着席を求めます。

(14番 中村一彦 委員 着席確認)

○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長 (三浦会長)

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (恩賀主任)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の8ページをご覧ください。今月の申請は2件です。

関係資料3ページ以降にあります申請一覧表も あわせてご覧ください。

申請番号1：松尾寄木第1地割787畑18,993㎡です。

現況は、山林化しています。

申請者は、市外在住で、後継者もおらず平成12年頃から放置してしまったということです。

申請番号2：松尾寄木第1地割788-1畑11,168㎡です。

現況は、山林化しています。

申請者は、市外在住で、後継者もおらず平成11年頃から放置してしまったということです。

議案下に申請筆別明細を掲載しておりますので、ご確認願います。

今回申請は、農地法の適用を受けない土地として判断できると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (三浦会長)

以上で説明が終わりました。

次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員藤江智明委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員 (藤江智明委員)

はい、報告します。

申請番号1番及び2番ですが、位置は柏台小学校から南東へ約2.5kmの地点です。

現況は、山林化しておりました。

いずれの土地も、非農地化されてから20年以上経過し、農地への復旧が困難であることから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。

これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（委員からの発言なし。）

議長（三浦会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決いたします。

この案件について、原案のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、原案のとおり『可』とすることに決定いたしました。

○議案第4号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第4号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の10ページから30ページをご覧ください。

今月の申請は、賃貸借権設定27件、使用貸借権設定30件、所有権移転が8件の合計65件です。

賃貸借権設定のうち14件、使用貸借権設定のうち14件は更新、その他37件は新規の申請です。

まずは、賃貸借権設定です。

申請番号1番～8番は西根南地区に係る申請です。

申請番号9番～19番は西根北地区に係る申請です。

申請番号20番～21番は松尾地区に係る申請です。

申請番号22番～27番は安代地区に係る申請です。

次に、使用貸借権設定です。

申請番号28番～40番は西根南地区に係る申請です。

申請番号41番～47番は西根北地区に係る申請です。

申請番号 48 番～55 番は松尾地区に係る申請です。

申請番号 56 番～57 番は安代地区に係る申請です。

次に、所有権移転です。

申請番号 58 番は西根南地区および西根北地区に係る申請です。

申請番号 59 番～61 番は西根南地区に係る申請です。

申請番号 62 番～65 番は松尾地区に係る申請です。

以上、各申請とも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で、説明が終わりました。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号 1 番、28 番及び 29 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 7 番 向久保勉 委員の退席を求めます。

（7 番 向久保勉 委員 退席確認）

議長（三浦会長）

これより、申請番号 1 番、28 番及び 29 番の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。

これより、申請番号 1 番、28 番及び 29 番を採決いたします。

この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、申請番号 1 番、28 番及び 29 番については、原案のとおり決定いたしました。

ここで、議席番号 7 番 向久保勉 委員の着席を求めます。

(7番 向久保勉 委員 着席確認)

議長 (三浦会長)

次に、申請番号 18 番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 14 番 中村一彦 委員の退席を求めます。

(14 番 中村一彦 委員 退席確認)

議長 (三浦会長)

これより、申請番号18番の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (三浦会長)

なしと認め、質疑・討論を終わります。

これより、申請番号18番を採決いたします。

この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (三浦会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (三浦会長)

よって、申請番号18番については、原案のとおり決定いたしました。

ここで、議席番号14番 中村一彦 委員の着席を求めます。

(14 番 中村一彦委員 着席確認)

議長 (三浦会長)

次に、申請番号 61 番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 16 番 工藤嘉充 委員の退席を求めます。

(16 番 工藤嘉充 委員 退席確認)

議長（三浦会長）

これより、申請番号61番の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。

これより、申請番号61番を採決いたします。

この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、申請番号61番については、原案のとおり決定いたしました。

ここで、議席番号16番 工藤嘉充 委員の着席を求めます。

（16番 工藤嘉充 委員 着席確認）

議長（三浦会長）

これより、申請番号1番、18番、28番、29番及び61番を除く議案第4号の質疑・討論を行います。

質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。

これより、申請番号1番、18番、28番、29番及び61番を除く議案第4号を採決いたします。

この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、申請番号1番、18番、28番、29番及び61番を除く議案第4号「農用地利用集積等促進計画案の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（14時02分）

議長（三浦会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第9回八幡平市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

事務局（高橋事務局長）

ご起立願います。

相互に礼をお願いいたします。「礼」。

(礼)

ありがとうございました。ご苦勞様でした。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年1月23日

会 長 _____

15 番委員 _____

16 番委員 _____

令和7年度

第9回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和7年12月25日(木) 午後1時30分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - (1) 第9回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
- 5 閉 会